

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和7年4月】

【問 3】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 潜水器
- (2) 一酸化炭素用防毒マスク
- (3) ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- (4) 放射性物質による汚染を防止するための防護服
- (5) 排気量40cm³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

▶▶解説◀◀

安衛法第42条（譲渡等の制限）、安衛令第13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）。

- (1) (2) (3) (5) 該当する
- (4) **該当しない**：防護服は該当しない。

解答 (4)

【令和6年10月】

【問 4】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 放射線測定器
- (2) 潜水器
- (3) アンモニア用防毒マスク
- (4) ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- (5) 排気量40cm³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

▶▶解説◀◀

安衛法第42条（譲渡等の制限）、安衛令第13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）。

- (1) **該当しない**：放射線測定器は該当しない。
- (2) (3) (4) (5) 該当する

解答 (1)

【令和 6 年 4 月】

【問 2】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 排気量40cm³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー
- (2) 放射線測定器
- (3) アンモニア用防毒マスク
- (4) ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- (5) 再圧室

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 該当する：安衛法第 42 条（機械等の譲渡等の制限）第 1 項 他。
- (2) **該当しない**

解答 (2)

【令和 4 年 10 月】

【問 5】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するものは、次のうちどれか。

- (1) 聴覚保護具
- (2) 防振手袋
- (3) 化学防護服
- (4) 放射線装置室
- (5) 排気量 40 cm³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (4) 該当しない
- (5) **該当する**：安衛令第 13 条（厚生労働大臣の定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）第 3 項⑳。

解答 (5)

【令和4年4月】

【問 3】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するものは、次のうちどれか。

- (1) 酸性ガス用防毒マスク
- (2) 防振手袋
- (3) 化学防護服
- (4) 放射線装置室
- (5) 排気量 40 cm³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

▶▶解説◀◀

(1) (2) (3) (4) 該当しない

(5) **該当する**：安衛令第13条（厚生労働大臣の定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）第3項㉑

解答 (5)

【令和3年10月】

【問 5】 次のAからDの機械等について、法令上、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 放射線測定器
- B 防音保護具
- C ハロゲンガス用防毒マスク
- D 電動ファン付き呼吸用保護具

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) A, D
- (4) B, D
- (5) C, D

▶▶解説◀◀

A. 該当しない

B. 該当しない

C. **該当する**：安衛法第42条（譲渡等の制限等）別表第2㉑、安衛令第13条第5項。

D. **該当する**：安衛法第42条（譲渡等の制限等）別表第2㉒。

解答 (5)

【令和 3 年 4 月】

【問 2】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 潜水器
- (2) 一酸化炭素用防毒マスク
- (3) ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- (4) 放射性物質による汚染を防止するための防護服
- (5) 特定エックス線装置

▶▶解説◀◀

安衛法第 42 条（機械等の譲渡等の制限）第 1 項 別表第 2、安衛令第 13 条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）第 3 項、安衛則第 26 条（規格を具備すべき防毒マスク）。

- (1) (2) (3) (5) 該当する：安衛法第 42 条（機械等の譲渡等の制限）第 1 項 他。
- (4) **該当しない**

* 解答 * (4)

【令和 2 年 10 月】

【問 5】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するものは次のうちどれか。

- (1) 防振手袋
- (2) 化学防護服
- (3) 送気マスク
- (4) 放射線測定器
- (5) 特定エックス線装置

▶▶解説◀◀

安衛法第 42 条（機械等の譲渡等の制限）第 1 項 別表第、安衛令第 13 条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）第 3 項

- (1) (2) (3) (4) 該当しない
- (5) **該当する**：安衛令第 13 条第 22 号。

* 解答 * (5)

【令和2年4月】

【問 3】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するものは次のうちどれか。

- (1) 防振手袋
- (2) 化学防護服
- (3) 送気マスク
- (4) 放射線測定器
- (5) 特定エックス線装置

▶▶解説◀◀

安衛法第42条（譲渡等の制限）第1項 別表第2。

- (1) (2) (3) (4) 該当しない
- (5) **該当する**：安衛令第13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）第3項第22号、電離則第10条（照射筒等）。

解答 (5)

【令和元年10月】

【問 3】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するものは、次のうちどれか。

- (1) 送気マスク
- (2) ハロゲンガス用防毒マスク
- (3) 防音保護具
- (4) 化学防護服
- (5) 空気呼吸器

▶▶解説◀◀

安衛法第42条（譲渡等の制限）第1項 別表第2。

- (1) (3) (4) (5) 該当しない
- (2) **該当する**：安衛令第13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）第5項下欄。

解答 (2)

【平成 30 年 4 月】

【問 5】 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するものは次のうちどれか。

- (1) 送気マスク
- (2) 酸素呼吸器
- (3) 放射線測定器
- (4) 工業用ガンマ線照射装置
- (5) 検知管方式による一酸化炭素検定器

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (5) 該当しない
- (4) **該当する**：安衛令第 13 条（具備すべき機械等）第 3 項㉓（ガンマ線照射装置）。

解答 (4)